

(案)

とうきょう健康応援事業協賛規約

令和6年 月 日付6保医保健第 号

とうきょう健康応援事業（以下、「本事業」という。）では、本事業の趣旨に御賛同いただける都内の企業・店舗等の御協力により、とうきょう健康応援事業に参加する都民を対象に様々なサービスを提供し、社会全体で都民の健康づくりを支援していきます。この規約の記載内容を御確認いただき、御同意いただいた上で、是非、本事業に御参加ください。

(趣旨)

第1条 この規約は、とうきょう健康応援事業実施要綱（令和6年〇月〇日付6保医保健第845号）に基づくとうきょう健康応援事業への協力について、必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) インセンティブを用いた健康づくり事業（以下、「健康ポイント事業」という。）

歩行、健康イベントへ参加、健康診断の受診等により健康ポイントを貯め、貯めた健康ポイント数に応じて、地域の特産品や商品券等を受け取ることのできる事業をいう。

(2) 優待カード

区市町村における健康ポイント事業において、一定の健康ポイントを貯めた都民に対して、東京都（以下、「都」という。）がインセンティブ（特典）として発行するもので、協賛店で提示することにより、協賛店から優待サービスを受けることができるものをいう。

(3) ポイント

民間決済事業者の仕組みを活用し、都内加盟店等で利用できるものをいう。

(4) 都のインセンティブ（特典）

上記（2）及び（3）の総称をいう。

(5) 協賛店

(案)

本事業の趣旨に賛同し、優待カードの提示を行った者に対して、自らの負担により、優待サービスを提供する事業者（以下、「協賛事業者」という。）の店舗又は施設をいう。

(6) 協賛店ステッカー

本事業の協賛店であることを表示するため、都が協賛店に発行するものをいう。
なお、その意匠は別に定める。

(7) 運営サイト

都が本事業実施のために運営するウェブサイトで、都のインセンティブ（特典）の申請手続や、協賛店の登録手続のほか、協賛店等の情報提供を行うものをいう。

(事業の内容)

第3条 本事業は、都民の主体的な健康づくりにつなげるため、区市町村が行う健康ポイント事業と連携し、協賛店による優待サービス等、都が更なるインセンティブ（特典）を提供することで、社会全体で都民の健康づくりを支援するものです。

(協賛店の範囲)

第4条 協賛店は、原則として都内に所在する店舗又は施設に限ります。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）で規制されている業種を営む場合
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）」第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員と認められる場合
- (4) 前各号に定める場合の他、この規約に掲げる事項に反している場合

2 協賛店は、優待カードの提示を行った者に対して、自らの負担により優待サービスを提供します。ただし、優待サービスが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、宗教性のあるもの、政治性のあるもの等本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの
- (2) 前号に定める場合の他、この規約に掲げる事項に反している場合

(案)

(協賛店の登録の手続)

第5条 協賛店の登録を希望する者は、運営サイトにより申込を行います。

- 2 都は、前項の申込内容の確認結果を、申込時に登録されたメールアドレス宛てに通知します。
- 3 申込内容について前条各号に照らし、必要があると認められる場合には、都から申込者に対して内容の修正等を求めることがあります。
- 4 申込内容について確認した結果、登録することが適当と認めた場合には、協賛店ステッカーを交付します。
- 5 協賛店ステッカーには、提供するサービス内容を協賛店ステッカーの所定の位置に記載し、優待カードの保持者及び都民が見やすいところに掲示するものとします。
- 6 協賛店の登録申込は、原則として1店舗又は施設ごととします。ただし、複数の店舗又は施設を有する事業者の場合は、事前に都との協議の上、一括して登録申込をすることができます。
- 7 協賛店の登録にあたっては、都からの配信メールを受信することへ同意するものとします。
- 8 都は、協賛店事業者が、第1項に定める申込を行った際に、都と協賛店事業者との権利義務関係について定めるこの規約の内容に同意したものとみなします。

(優待サービスの提供等)

第6条 協賛事業者は、それぞれの協力できる範囲内で、優待カードの提示を行う者に対して優待サービスを提供するものとします。ただし、本事業の趣旨にそぐわないと都が認めるものについては、本事業の優待サービスとすることはできません。また、サービス提供の対象者に実質的な制限がなく、優待カード等の有無にかかわらず誰もが受けられる内容を優待サービスとすることはできません。

- 2 優待カードの不正利用等を回避するため、必要に応じ、利用者に対して本人確認を求めるなど、事業者において任意にサービスの提供条件を設定して差し支えないものとします。
- 3 協賛店は優待カードの使用に疑いがある場合は、その状況を都に通報することができます。

(協賛店の広告等)

(案)

第7条 協賛事業者は、第2条第6号に規定する協賛店ステッカーの掲示のほか、次の各号に掲げる広告を行うことができます。

- (1) 自己の広報印刷物等における本事業のロゴの使用
- (2) 自己のウェブサイトにおける運営サイト等へのリンク及びバナーの掲載

(ロゴの取扱基準)

第8条 前条の広告にロゴを利用する際は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければなりません。

- (1) デザインを変更・改変しないこと。
- (2) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率を変えないこと。
- (3) カラーをつける場合は、原図のと通りの配色とすること。
- (4) ロゴのデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。
- (5) ロゴのデザインを協賛事業者の商標又は意匠に使用（登録）しないこと。

(登録内容の変更及び廃止)

第9条 登録事項に変更又は廃止があった場合には、速やかに、運営サイトにより変更・廃止の依頼を行います。

- 2 都は前項の定める依頼を受けたときは、その内容について確認を行い、確認の結果を登録されたメールアドレス宛てに通知します。

(協賛店の登録の取消)

第10条 都は、協賛店が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができます。

- (1) 協賛事業者がこの規約の規定に違反した場合
 - (2) その他協賛事業者の協力実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合
- 2 前項の規定により登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めません。

(協賛店の遵守事項)

第11条 第5条の承認を受けた店舗又は施設は、次の各号に定める事項を遵守してください。

- (1) この規約の内容を遵守すること。
- (2) 登録事項に変更又は廃止があった場合には、速やかに、運営サイトにより変更・廃止の依頼をすること。

(案)

- (3) 協賛店ステッカーの複製や他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。
- (4) その他、協賛を行うことに関し、都、各区市町村、利用者に損害等を及ぼす行為等、不適當な行為をしてはならないこと。

(協賛店ステッカーの取扱い)

第12条 前条に定める事項の他、協賛店ステッカーの使用に関し、次の各号に定める事項を遵守してください。

- (1) サービス内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛店ステッカーの記載を変更すること。
- (2) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛店ステッカーを掲示してはならない。廃止の依頼から、サービスの提供終了及び協賛店ステッカーの撤去までの日数については、別に定めるとおりとすること。
- (3) 協賛事業者は、紛失、毀損等により、協賛店ステッカーの再交付を求める場合には、再交付の依頼を行うこと。

(協賛店情報の掲載)

第13条 第5条の申込の登録後、運営サイト及びポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」(以下、「ポータルサイト」という。)において、協賛店情報を掲載します。なお、ポータルサイトへの掲載に当たり、登録申込内容のうち、運営サイトにおける掲載情報をポータルサイトの運営事業者提供します。

- 2 第9条及び第10条の登録内容の変更、廃止及び取消が生じた場合には、運営サイト及びポータルサイトポータルサイトにおいて、その内容を反映します。なお、ポータルサイトへの掲載に当たり、変更・廃止・削除内容のうち、運営サイトにおける掲載情報をポータルサイトの運営事業者提供します。
- 3 第1項及び第2項の運営サイトへの掲載スケジュールは、原則として下記のとおり行うものとします。

登録完了日 変更・廃止・削除登録完了日	掲載日
当月1日から15日まで	翌月初日までの掲載
当月16日から末日まで	翌月16日までの掲載

(案)

(運営サイトによる情報発信)

第14条 都は、協賛事業者が提供するサービス内容を、運営サイトにより、広く都民に周知するものとします。

2 運営サイトに掲載する事項は、申込の際に入力された内容を超えない範囲に限られます。

(運営サイトの停止又は中断)

第15条 次の各号に該当する場合には、協賛事業者に事前に通知することなく、運営サイトの利用の全部又は一部を中断することができるものとします。

(1) 運営サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変等、不可抗力により運営サイトの運営ができなくなった場合

(4) その他、都が停止又は中断について必要不可避と判断した場合

2 都は、前項各号に定める事由により運営サイトの提供の遅延または中断が生じた場合であっても、これに起因して協賛事業者が被った損害について免責されるものとします。

(運営サイトの権利帰属)

第16条 運営サイトに関する所有権及び知的財産権は、協賛事業者の制作にかかる情報を除き、都に帰属するものとします。また、協賛店としての登録は、運営サイトに関する知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

(個人情報の保護)

第17条 都は、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱うこととします。

(保証の否認及び免責)

第18条 運営サイトにおける情報の掲載は、協賛事業者が提供する優待サービスの情報を利用者に対し紹介するためのものであって、都において協賛事業者の取扱商品等

(案)

の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を保証するものではありません。

- 2 協賛事業者は、優待サービスの内容が、協賛事業者に適用される法令等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、協賛事業者としての登録及び運営サイトにおける協賛事業者の情報掲載は、都が協賛事業者に適用される法令等に適合することを何ら保証するものではありません。
- 3 都は、協賛事業者と利用者との間の実際取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して協賛事業者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、都はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。
- 4 第1項から第3項までに規定するもののほか、本事業に関連して協賛事業者と利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関しては、都の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、都は一切免責されるものとします。

(紛争処理及び損害賠償)

第19条 協賛事業者は、この規約に違反することにより、都に損害を与えた場合、都に対し、その損害を賠償しなければなりません。

- 2 協賛事業者は、優待サービスの提供又は本事業の実施に関し、優待カード保有者その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合、協賛事業者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理するものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第20条 協賛事業者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第21条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、協賛事業者と都との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

(協議解決)

第22条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、都と協賛事業者が別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

(案)

(規約の変更)

第23条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛事業者の事前承認を得ることなく、変更することがあります。

2 この規約を変更する場合には、運営サイトへの掲載及び協賛店申込時に登録されたメールアドレス宛て周知によって行います。

3 最新の規約の確認は、運営サイト上で行うものとします。また、運営サイトに内に随時掲載、追加する付則及び規程類は、この規約の一部を構成するものとします。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、本事業の実施、運営サイトの運営に当たり必要な事項は、別途定めます。

附 則

この規約は、〇〇から施行する。